摂津市立認定こども園保育 ICT システム
導入・運用保守業務

仕様書

令 和 5 年 11 月 24 日

摂津市教育委員会事務局

次世代育成部こども教育課

第１章 総則

1-1 適用の範囲

本仕様書に定める業務は、摂津市(以下「甲」という。)が「保育ＩＣＴシステム導入・運用保守業務」を業務委託するにあたり、受注者（以下「乙」という。）はサービス提供（以下「本システムまたはシステム」という。）、導入作業、機器の調達及び設置・配線工事、付帯業務（以下「本作業または作業」という。）、保守業務等を実施するものとする。これらの業務を甲が指定する通信事業者とインターネットサービス事業者と協力して行うこと。本仕様書に記載なき事項は、乙は甲と協議するものとする。

（１）委託業務名

摂津市立認定こども園保育ＩＣＴシステム導入・運用保守業務

（２）作業場所

①子育て総合支援センター（大阪府摂津市千里丘東一丁目１６番２号）

②べふこども園（大阪府摂津市東別府五丁目１番１３号）

③とりかいこども園（大阪府摂津市鳥飼西三丁目１番２号）

（３）契約期間

契約締結の日から令和６年３月３１日

※本委託期間満了後４年間は、各年度当初に、乙と別途保守委託契約を締結することにより、保育ＩＣＴシステムの運用を継続する計画であるため、少なくとも４年間は運用・保守が継続できることを条件とする。

（４）適用範囲

本仕様書は、甲が設置する本作業の機器の調達、設置、調整、試験、配線及び付帯業務、サービス提供、SIM 利用料に関わる提案一切について適用するものであり、乙は、これに基づき行うものとする。

1-2 システム構成図

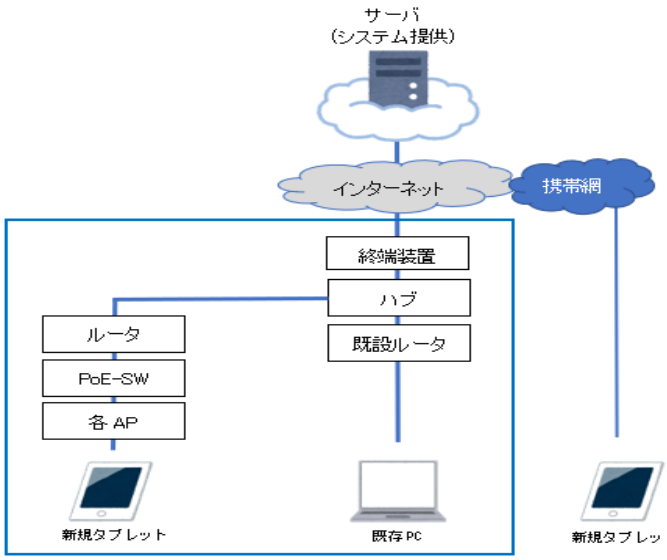

子育て総合支援センター、べふこども園
(Wi-Fi 利用)

とりかいこども園
(SIM 利用)

※Wi-Fi 利用施設については施設に既設のインターネット回線を利用することとする。

※ポケット Wi-Fi は不可。

1-3 対象施設（公立認定こども園　３施設）

園名	所在地	定員	在園児
子育て総合支援センター	千里丘東一丁目１６番２号	１５０人	１２３人
べふこども園	東別府五丁目１番１３号	１３０人	９４人
とりかいこども園	鳥飼西三丁目１番２号	１１０人	８５人

※在園児数は令和５年１１月１日時点。

1-4 システム内容

（1）目的

本システムは、公立認定こども園への保育業務総合支援システムの導入により、職員の業務負担の軽減及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

（2）管理機能

下記の管理機能を有するシステムであること。

・保育に関する計画・記録に関する機能
・園児の登園及び降園の管理に関する機能
・保護者との連絡に関する機能

（3）システム要件

・保育士の業務負荷軽減に役立つシステムであること。
・利用者の利便性・操作性などを考慮した、容易に操作できるシステムであること。
・制度改正等に柔軟に対応できる拡張性の高いシステムであること。
・長期間に渡り、安定した利用が可能であること。

（4）システム仕様

①導入要件

・保育所等を運営する他の地方公共団体において、10 団体以上への上記（２）管理機能の導入・運用実績があるシステムであること。
・現在までに公立保育施設 100 施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
・本市の規模感を考慮し、保育所を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり 3 園以上の公立保育所等への導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
・本システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーション（以下「保護者アプリ」という。）を提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
・職員用システム及び保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で 1 年以上の運用実績があること。
・保護者アプリは提案時点で 2 年以上の開発年数の経過及び運用実績があること。
・定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
・他システムとの API 連携実績があること。
・個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
・国の制度等の変更があった場合にも原則費用内で対応すること。

・とりかいこども園は隣接地に新校舎を建設し、令和７年秋頃に移転予定のためシステムアカウントは継続利用するが、本市において新校舎のインターネット回線の手配と無線 LAN 環境の構築を実施するため、Cellular としてのモバイル契約は解除すること。当該端末は新校舎にて WiFi 環境へ接続し、継続利用を行うものとする。

②機器類等

・システム接続用の機器は、機器仕様記載のタブレット端末の利用を想定すること。

③機能要件

システム機能要件（様式７）による

④その他

・ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
・特定の権限を有するこども教育課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
・導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
・ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

⑤システムセットアップ導入フォロー

・運用を開始するに当たり、甲で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
・契約後、2 週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、甲の承諾を得ること。システム導入会議の議事録は乙が作成し、会議終了後１週間以内に甲へ報告すること。
・導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、甲の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
・導入担当者は、5 以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
・オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

⑥研修

システムについて、以下のとおり研修を実施すること。

・甲と乙にて協議の上、研修内容及びスケジュールを作成すること。
・導入前研修は、原則集合型での開催とし、回数及び実施方法等については適切なものとすること。
・研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して甲に提出すること。

⑦操作マニュアル

・運用開始１ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
・操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
・操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、

実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
・機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

⑧保護者向け案内の作成
・運用開始１か月前までに保護者向け案内を作成し、提出すること。
・案内は、極力専門用語を使わず、保護者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー等を用いて分かりやすく説明すること。
・案内は、電子データ一式を納品すること。

⑨セキュリティ対策
・IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
・システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
・システムの脆弱性診断を定期的に実施すること。
・利用するウィルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
・システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。
・データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
・SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。
・情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。
・乙は、プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）相当の認証を取得していること。また、提案時点において認証取得申請中の場合は、申請中であることが分かる書類等を甲に提出の上、取得後に速やかに認証取得の旨を認定証の写しとともに報告すること。なお、認証が取得できなかった場合は当該要件を満たすことができなかったとみなす。

⑩その他
・契約終了時においては、本市及び新たに事業者となるものに対して業者の円滑な引継ぎに必要な作業を支援すること。
・業務及びデータ引継ぎに係る具体的な内容については、本市と事業者が協議の上決定するものとする。
・乙は、甲が事業を継続して遂行できるよう、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力するものとする。
・契約終了時には、業務の引継ぎ作業の完了を甲が確認した後、クラウド環境に設置されているサーバ内のデータやバックアップデータについては論理的に完全消去を行った上で、書面により甲に報告すること。
・システムを導入した際、追加費用なく提案できることがあれば提案すること。

1-5 個人情報の保護

（１）秘密の保持

乙は、本業務の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。その他必要に応じて甲と協議を

行い、個人情報等の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

（２）情報の第三者への提供の禁止

乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（３）情報の指示目的以外の利用の禁止

乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

1-6 適用法規

本作業の機器の設計、製作、施工にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法規、諸規定等に従わなければならない。

（1）電波法及びこれに基づく政令、省令等
（2）有線電気通信法及びこれに基づく政令、省令等
（3）電気通信事業法及びこれに基づく政令、省令等
（4）建築基準法及びこれに基づく政令、省令等
（5）電気事業法及びこれに基づく政令、省令等
（6）土木工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
（7）建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
（8）電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
（9）電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
（１０） 本設備の整備において遵守すべき全ての関係法令
（１１） その他、当該地方自治体が定める関係条例、規則等

1-7 契約範囲

次に掲げる事項を含め、本業務の完成までに必要な関係官庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とし、これらに要する費用は、全て本事業の費用に含むものとする。

（1）本仕様書に基づく無線ＡＰ及び関連機器の調達・運搬・設置・配線
（2）タブレットの調達、キッティング、接続試験
（3）当年度の本システムのサービス利用料
（4）製品の試験調整、その他付帯業務に関わる一切の費用
（5）当年度の保守料

1-8 提出書類

乙は契約締結後、ただちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を甲の指定する期日までに提出しなければならない（その他必要書類は甲の職員の指示による）。

主な提出書類は以下のとおり

提出書類等	提 出 時 期	数量	備　考
作業計画書	契約時	1	甲が指示する場合
承認図面等	作業着工時	1	構成表、外観図、配線系統図、機器配置図、その他のうち指示するもの
試験項目表	試験前まで	1	
完 成 図 書	完成検査の１週間前まで	1	
操作マニュアル	運用保守開始１ヶ月前	―	オンライン（Web）操作マニュアル

甲が指示するもの	必要の都度	1	

1-9 完成図書等

特に完成図書については、工事完了後、速やかに、下記に示す図書を提出する事。

(1)完成図書

(ア)システム構成図

(イ)納品物一覧

(ウ)配線系統図

(エ)試験成績書

(オ)機器等取扱説明書

(カ)各種施工写真及び完成写真

(キ)機器設定表

(ク)その他必要な、図面

1-10 検査

本検査の内容、方法等については、甲と打合せの上行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については乙において準備するものとする。

1-11 保証期間

本作業による瑕疵期間は、システム各機能の運用開始日より 1 年間とし、乙の不備等によるものについては、無償で修復するものとする。

1-12 仕様書の疑義

(1)本仕様書記載事項についての変更は、原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等によりやむを得ない場合のみ、理由、根拠を提示し甲の承認を得て行うこと。

(2)本仕様書において疑義または規定のない事項が生じた場合は、別途に協議して解決するものとする。

(3)仕様書に明示がない事項であっても、本設備の構築上当然なすべき事項は、乙の責任においてこれを行うものとする。

1-13 保守

別紙１．保守作業要領による

1-14 予備機の調達

上記保守に必要な予備機を全種類購入すること。なお、タブレットや周辺機器についてはこれに含めない。

1-15 安全管理

乙は、本作業にあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の発生防止に努めること

第 2 章 作業概要

2-1 作業内容

各拠点の作業内容は下記のとおりである

作業内容	拠点
機器の納入（搬入）	子育て総合支援センター、べふこども園
無線ＡＰ及びＮＷ機器の設置、設定、試験	子育て総合支援センター、べふこども園
各機器間の配線	子育て総合支援センター、べふこども園
電波エリアの確認	子育て総合支援センター、べふこども園
タブレットのキッティング	子育て総合支援センター、べふこども園、とりかいこども園
本システムへの正常性確認試験	子育て総合支援センター、べふこども園、とりかいこども園

2-2 作業時間

作業時間については基本、９時～１７時とする。

上記時間帯に作業できない部屋がある場合は甲乙協議の上、調整することとする。

2-3 設置機器台数

各拠点における設置機器の台数を下表に示す。

なお、WiFi+Cellular モデルタブレットについては甲が乙の指定するキャリアより調達することとし、当年度の利用料かつ各キャリアの保証オプションを準備することとする。

拠点	ﾙｰﾀ	PoE　SW	タブレット				無線 AP
			教室	職員室	打刻	タブレットモデル	
子育て総合支援ｾﾝﾀｰ	１台	２台	６台	１台	１台	Wi-Fi Type	各部屋を賄える台数
べふこども園	１台	２台	６台	１台	１台	Wi-Fi Type	
とりかいこども園	―	―	６台	１台	１台	W-Fi Cellular	―

2-4 機器のセキュリティ要件

下記の機能を有すること。

①無線区間は WPA２もしくは、WPA３(Personal、Enterprise)による暗号化が実施可能なこと。

②システム区間において端末間（ＰＣ、タブレット、スマートフォン）の相互通信ができないこと。

③導入 NW 機器は第三者にログインされないよう、決められたパスワードに変更できること。

④各機器は最新のファームウェアを利用すること。

⑤導入ネットワーク機器は第三者にログインされないよう、甲の職員が指示するパスワードへ変更すること。

⑥無線ネットワークには許可された機器しか接続できないように設定すること。

2-5 各機器間の配線

・ケーブルは天井裏に敷設すること。 天井裏に敷設できない場合は、ワイヤープロテクター等にて保護し、壁面に敷設すること。

・ケーブルは目立たない色を使用すること。

・敷設する LAN ケーブルの規格は CAT5e 以上とすること。
・無線 AP へ PoE スイッチより LAN ケーブルにて給電できるよう配線すること。
・配管がない場合は配管を新たに作ること。
・壁面に配線孔がない場合は貫通して経路を作成すること。
・LAN 配線が 100 メートルを超える場合はスイッチ等で中継すること。

2-6 無線 AP 設置個所及び電波エリア

別紙２「フロア図」に無線利用エリアを示す。なお無線 AP は全て天井設置または壁面設置とすること。

2-7 WiFi+Cellular モデルの通信量について

・下記通信量（月間）を確保すること。

拠点	タブレット		
	教室用	職員室用	打刻用
とりかいこども園	6 GB	6 GB	3 GB

・上限到達後は送受信最大 300kbps 程度の通信を可能とすること。
・端末は全て購入とする。

2-8 タブレット設定

下表による。

設定作業詳細

項目	要件
確認事項	以下、設定内容が正確に反映されているか確認すること。 ・ブラウザの「お気に入り」に本システムのログインページが登録されていること。 ・本システムのログインページのショートカットアイコン又はアプリケーションがデスクトップに表示されていること。
端末設定	以下、設定値及び設定方法等の詳細情報は甲が指示する。 ・セキュリティソフトの設定、システム、ブラウザ、ウィルス定義を最新版にすること。 ・端末天面(液晶画面の裏側) の右上部及び AC アダプタに端末名のシールを貼付すること。（例: HOIKUPC●●●●」） ・ホスト名(例: HOIKUPC●●●●」）を設定すること。 ・無線 LAN の TCP/IP のネットワーク設定を行うこと。 ・IPv6 の設定を無効にすること。 ・その他、甲が指示した設定を行うこと。
検証	・ 設置場所の職員が指示するネットワークプリンタへの設定と出力確認を行うこと。

2-9 接続確認試験

・甲が指定した場所に設置した各端末（タブレット）より本システムに接続できることを確認する

こと。

・端末間で相互通信できないこと。許可された端末以外接続できないようにすること。

第３章 機器仕様

以下の機器のスペックを満たす製品を納品すること。

3-1 無線 AP

1	対応周波数	2.4GHz＆5GHz 同時
2	対応規格	11ac/n/a、11n/g/b
3	速度(5GHz)	800Mbps 以上
4	速度(2.4GHz)	400Mbps 以上
5	設定可能 SSID	5 個以上（2.4GHz、5GHz とも）
6	干渉波自動回避機能	有り
7	無線端末最大接続台数	5GHz 帯に 16 台、2.4GHz 帯に 16 台の端末を同時に接続できること
8	PoE 受電	802.3at または 802.3af
9	暗号方式	WPA2(AES)、WPA3(AES)
10	RADIUS 認証	有り
11	MAC アドレスフィルター	有り
12	製品保証	5 年間修理対応できること

3-2 ルータ

1	WAN ポート	1Gbps ×1
2	LAN ポート	1Gbps ×2 以上
3	動作保証環境	温度 0～50℃、湿度 10～90% 結露なきこと
4	製品保証	5 年間修理対応できること
5	作業	ISP との接続設定を行うこと。ただし、回線は既設のもの（フレッツ光）を利用すること

3-3 PoE 給電機器

1	PoE 給電方式	無線 AP に接続可能な方式
2	PoE 規格	無線 AP の動作に必要なもの
3	動作保証環境	温度 0～50℃、湿度 10～85% 結露なきこと
4	PoE 給電機能	全ての無線 AP が動作すること
5	動作検証	給電対象の無線 LAN アクセスポイントと動作検証が取れていること
6	製品保証	5 年間修理対応できること

3-4 タブレット(Wi-Fi モデル)

1	オペレーティングシステム	iPadOS 16 以上
2	コアスペック	6 コア以上の CPU

		4 コア以上のグラフィックス
3	容量	64GB
4	ディスプレイ	10.2 インチ以上 解像度 2,360 x 1,640 ピクセル以上、264ppi 以上
5	動作保証環境	温度 0～35℃、湿度 5～95％　結露なきこと
6	重量	500g 以下
7	バッテリー容量	28Ｗｈ以上
8	製品保証	5 年
9	オプション（周辺機器）	・アームスタンド（打刻用のみ） ・専用 耐衝撃フラップケース （ブラック） ・保護フィルム（9H 硬度以上のガラスフィルム。貼り付けた状態で納品すること。） ・キーボード（分離型、Bluetooth）各園 7 台

3-5 タブレット(WiFi+Cellular モデル)

1	オペレーティングシステム	iPadOS 16 以上
2	コアスペック	6 コア以上の CPU 4 コア以上のグラフィックス
3	容量	64GB
4	ディスプレイ	10.2 インチ以上 解像度 2,360 x 1,640 ピクセル以上、264ppi 以上
5	動作保証環境	温度 0～35℃、湿度 5～95％　結露なきこと
6	重量	500g 以下
7	バッテリー容量	28Ｗｈ以上
8	製品保証	保障オプションを準備すること
9	オプション（周辺機器）	・アームスタンド（打刻用のみ） ・専用 耐衝撃フラップケース （ブラック） ・保護フィルム（9H 硬度以上のガラスフィルム。貼り付けた状態で納品すること。） ・キーボード（分離型、Bluetooth）各園 7 台

第４章 作業

4-1 機器の設置作業

・作業に使用する機器は、品質及び性能を十分考慮した新品とし、輸送中に損傷がないことを確認したものとする。

4-2 配線・電源工事

（1）ケーブルは外被に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、有線電気通信設備令、電気設備技術基準等に基づき確実に行うものとする。

（2）NW 機器等の電源は既設コンセントから直接または延長タップを使用して供給する。既設コンセントがない場合は分電盤等からの２次側電源工事を実施すること。

4-3 調整試験

作業終了後は、総合的な調整試験を行い、施設の機能を確認し、不具合があれば必ず機器の調整を行うこと。なお、システムアクセス試験は甲の承諾を得てから行うものとする。

4-4 安全

4-4-1 基本事項

施工に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、安全確保に万全の対策を講じなければならない。

4-4-2 安全体制

（1）安全確保のため、総括安全責任者および作業現場ごとの安全責任者を設け連絡会議などを行い、緊急時の措置等安全体制（組織）を確立しなければならない。

（2）総括安全責任者は、安全のための守則、方法等具体的な対策を定め、これを推進するものとする。

（3）総括安全責任者は、安全責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

4-5 安全教育

安全責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

4-6 安全管理

（1）作業用機械は、日常点検、定期点検等を着実に実施し、仮設設備は、材料、構造等を十分に点検し、事故防止に努めるものとする。

（2）高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。

（3）火気の取扱い、使用場所等に注意すると共に必要な消火器を配備しておくものとする。

（4）作業現場の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛込み防止等に努めるものとする。

（5）電気、ガス、水道等の施設に接近した作業を行う場合は、予め当該施設の管理者と打ち合せを行い必要によりその立会いを求め指導を得て行うものとする。

（6）作業員の保健、衛生に留意すると共に、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の整備に努めるものとする。

（7）人身事故が生じた場合は、事故者の救護に最善を尽くすと共に、速やかに甲に報告しなければならない。

（8）設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めると共に、速やかに甲及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めるものとする。

以上